

令和5年度 国民健康保険料の試算表(PDF版)

試算表の使い方

黄色の個所に旧ただし書所得・国保加入者人数・加入月数を入力してください

医療保険分(すべてのかた)

所得割

旧ただし書所得() 円 × 0.0674 = 円

被保険者均等割額

加入者1人につき 人 × 26,130 円 = 円

世帯別平等割

1世帯につき 27,620 円

医療分の最高限度額は65万円です。

医療分合計(100円未満切捨て) + + = 円

後期高齢者支援金等分(すべてのかた)

所得割

旧ただし書所得() 円 × 0.0279 = 円

被保険者均等割額

加入者1人につき 人 × 10,450 円 = 円

世帯別平等割

1世帯につき 11,050 円

後期高齢者支援金等分の最高限度額は22万円です。

後期高齢者支援金等分合計(100円未満切捨て) + + = 円

介護納付金分(40歳以上64歳未満のかた)

所得割

旧ただし書所得() 円 × 0.0254 = 円

被保険者均等割額

加入者1人につき 人 × 10,880 円 = 円

世帯別平等割

1世帯につき 8,290 円

介護納付金分の最高限度額は17万円です。

介護納付金分合計(100円未満切捨て) + + = 円

年度途中加入の場合は、月割計算となります。

加入月数を入力してください。1年の場合は「12」と入力してください。

加入月数 月

の合計 円 × 月 / 12 = 円【1】

の合計 円 × 月 / 12 = 円【2】

の合計 円 × 月 / 12 = 円【3】

国民健康保険料は、【1】と【2】と【3】の合計です。

【1】+【2】+【3】 = 円

国民健康保険に加入されるかた全員の旧ただし書所得の合計です。

旧ただし書所得 = 総所得金額等 - 43万円

旧ただし書所得を出すときの「総所得金額等」は、合計所得金額から繰越控除(雑損失は除く)や分離譲渡所得に係る特別控除を控除した後の金額です。また免税所得を含み、退職所得は含みません。

総所得金額等から差し引く43万円は住民税の基礎控除額に準じているため、合計所得金額2,400万円を超え2,450万円以下のかたは29万円、2,450万円を超え2,500万円以下のかたは15万円、2,500万円を超えるかたは0円となります。

ご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

(担当 国保年金課資格係 ☎ 23-6167 FAX 27-1160)